

賃 貸 借 契 約 書

埼玉県養豚協会（以下「甲」という。）と〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が埼玉県豚コレラ緊急対策（バイオセキュリティ強化）事業実施要領（令和元年 10 月 15 日付け畜安第 609 号）第 2 の 2 の規定により整備した機械等（以下「機械等」という。）の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第 1 条 甲は、甲が所有する次に掲げる機械等を乙に賃貸し、乙はこれを賃借するものとする。

- （1）死体保冷保管庫
- （2）車両消毒ゲート
- （3）その他の機械等

（用途）

第 2 条 乙は、この機械等を乙が管理する養豚場又は畜産関係施設のバイオセキュリティ強化のために使用し、それ以外の用途に供してはならない。

（賃貸借の期間）

第 3 条 賃貸借の期間は、次の各号のとおりとする。ただし、この期間は甲、乙協議の上、更新し、又は短縮することができる。

- （1）死体保冷保管庫：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
- （2）車両消毒ゲート：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
- （3）その他の機械等：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

（賃貸料）

第 4 条 この機械等の賃貸料（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）は、次の各号のとおりとする。

- （1）死体保冷保管庫：〇〇〇円
- （2）車両消毒ゲート：〇〇〇円
- （3）その他の機械等：〇〇〇円

（賃貸料の納付）

第 5 条 乙は、前条の賃貸料を令和〇年〇月〇日までに甲の発行する請求書に記載する方法により、納付しなければならない。

（違約金の徴収）

第6条 乙は、前条に定める期限までに賃貸料を納付しなかったときは、遅延日数に応じ、賃貸料の額に年2.7パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないとき、又は支払遅延に至るやむを得ない相当の理由があると会長が認めたときは、この限りでない。

(かし担保責任)

第7条 この契約締結後、乙がこの機械等に隠れたかしのあることを発見しても、甲はその責めを負わないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、第三者にこの機械等に関する権利を譲渡し、若しくは担保の用に供し、又はこの機械等を転貸してはならない。

(現状変更の承認)

第9条 乙は、この機械等の現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(維持管理費)

第10条 この機械等の維持、管理等に要する経費等はすべて乙が負担するものとする。

(使用状況の調査等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、この機械等の使用状況について立入調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき
- (2) 甲において、この機械等を他において供する必要性が生じたとき

(返還)

第13条 甲は、賃貸借の期間が満了したときは、当該機械等は無償で乙に譲渡するものとする。

2 乙は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、この機械等の残存価格に相当する額を甲に返還しなければならない。ただし、甲がその義務を免除した場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、その責めに帰する理由により、この機械等を損傷したときは、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、乙がこの機械等を現状に復した場合は、この限りでない。

(契約の費用)

第 15 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(定めのない事項)

第 16 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本所 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその 1 通を所持する。

令和元年〇月〇日

埼玉県熊谷市須賀広 7 8 4

甲 埼玉県養豚協会
会 長 加藤 健一

乙

